

原告準備書面(3)

2006(平成18)年3月10日

1 都立大学再編問題の経緯

(1) 本件発言は、東京都立大学を含む都立四大学の廃止と首都大学東京新設への過程において、教学側の意見をほとんど無視し、被告の独断による指示のもとにこれを強行しようとした東京都のやり方に対して、良心をもって抗議を行った人文学部や経済学部の教員を対象としてなされたものである。被告の発言が、これら良心的教員の名誉権を著しく毀損することは、都立大学再編に関する以下の経過からも明らかである(この間の経緯については、原告西川及び同菅野作成の「東京都立四大学統廃合略史」及びその添付資料(甲35)並びに当時都立大学の総長であった茂木俊彦の「都立大学に何が起きたのか」(岩波ブックレット・甲36)に詳しい)。

ア 1999年、被告は都知事に就任直後から、「大学を私学に売却する」、「スタンフォードのような大学にする」などと発言していたが、2001年7月1日には、都立の大学再編を目的として、大学管理本部が東京都に設置された。

イ 2001年11月16日、東京都は大学「改革大綱」を発表した。この「改革大綱」では、2005年春に発足する新大学の骨格が示され、4大学統合、短大と都立大学の夜間部廃止、新大学の公立大学法人化などの内容が盛り込まれていた。

ウ これを受け、2002年5月には、新しい都立大学づくりのために、「都立新大学設立準備委員会」(構成メンバーは、教育長、大学管理本部長、同管理部長、東京都立大学、科学技術大学、保健科学大学、短期大学の都立3大学1短大の総長・学長)が設置された。その下に各種の委員会が置かれ、詳細設計が行われることになり、東京都立大学内部においても、これに対応する組織が設けられ、再編を実りあるものとするために多くの時間と労力が費やされた。もちろん、この段階では、大学の意思決定機関である評議会・教授会の議を経た意見も取り入れられるなど、教学の側の意見もかなり反映された改革案が作成されていた。

2003年度に入ってから、新組織の概要が確定し、カリキュラム、施設使用計画、入学試験の検討など細かい詰めの作業が行われるまでに至っていた。人文学部のフランス文学専攻においても、大幅な定員削減を受け入れ、「改革大綱」にしたがった「改革」の動きに真摯に取り組み、協力を行っていた。

エ ところが、2003年8月1日、被告都知事は記者会見の場で突如、①「改革案」を破棄し、②今後は都と大学が協議して改革を進める体制をとらずに大学管理本部主導の新たな検討組織を設置することを発表した。さらに大学管理本部の発表により、③都立の4大学を廃止し4学部からなる大学を新設すること(仏文学を始めとする語学文学系の各専攻は廃止される)、④他大学や海外の大学の科目、学外における経験・学習等についても卒業所要単位として認める「単位バンク制」を導入すること、⑤全教員への任期制・年俸制を適用することなどが明らかになった。

オ 同月下旬、大学管理本部は、「教学準備委員会」を設置するとして、都立大学の学部長らに就任要請を行った。しかし、管理本部側は、同委員会の委員は「個人」の資格として準備作業に参加するのであるからとして、検討の内容は一切口外しないことを約束させ、議事録も作成しないこととするなど、都立大学の教授会組織などの意向を無視して、被告のトップダウン方式で事を進めようとする姿勢を強く打ち出してきた。

カ 同年9月25日、大学管理本部は、都立4大学の助手を除く全教員の仮配置計画を一方向的に提示し、これに対する「同意書」を提出するよう各教員に要求した。この「同意書」は、同本部の勝手に作成

した新大学構想に包括的に同意することを求めると共に、口外禁止の条項まで含むものであった。都立大学では一部の教員だけがこれを提出した。

キ 同年12月、大学管理本部は大学受験予備校の河合塾に対して、およそ3000万円の経費で、新大学の設置趣旨や設計について業務委託を行った。

ク 2004年2月13日、大学管理本部は河合塾の作成した教員配置案について、これを認めさせるための「意思確認書」を配達証明付郵便で各教員に対して送付した。文部科学省へ提出することが要求されている書面は、就任予定教員の「就任承諾書」であり、「就任承諾書」を出すかどうかの「意思確認書」などという書面は法的には何らの意味のないものであり、本来提出の必要のないものであった。しかし、都立大学人文学部では、同年3月末、これに反対した者の意向を無視して、学部長が全員分を提出した。

ケ 同年3月9日、都立大学総長に対して、「大学管理本部見解」と題された文書が届けられた。この文書は、今後の改革の進め方について、「改革である以上、現大学との対話、協議に基づく妥協はありえない」と述べ、さらに「公に改革に批判を繰り返す人たち、意思確認書の提出を妨害する人たちには、意思確認書が提出されたからといって、建設的な議論ができる保障がない。なんらかの担保がないかぎり、新大学には参加すべきでない。学内を主導する立場にある、総長、学部長（研究科長）、教授クラスの教員にあつては、混乱を招いた社会的、道義的責任を自覚すべきである」と述べるなど、都立大学総長を始めとする教員に対する恫喝的な内容であった。

コ 同年7月、新大学への「就任承諾書」が提出されたが、都立大学人文学部では20数名の教員がこれを提出しなかった。この中には原告西川、及び同菅野も含まれている。

サ 同年9月、文部科学省から新大学の設置が認可されるが、同省大学設置審議会から異例の注文事項が多数付された。

- (2) 以上のような東京都の強引な大学再編を目指す一連の動きに対しては、都立大学の一部文科系教員だけが反対をしていたわけでない。

2003年10月7日には、東京都に対して大学側との開かれた協議を求める都立大学の「総長声明」が発表され、その後も、法科大学院へ就任予定の教員4名の辞職（同年12月11日）、都立大学理学・工学研究科等教員110名の声明（同年12月26日）、都立大学「近代経済学グループ」（文部科学省21世紀COE事業推進者たち）の声明（2004年1月14日）、都立四大学助手共同声明（同年1月15日）、都立四大学教員432名の声明（同年1月21日）、都立大学の最高意思決定機関である評議会による「新大学の教育課程編成等に係る責任と権限について」と題された見解と要請（同年1月27日）など、人文学部以外の教員も協議すら拒絶する大学管理本部の強引な手法に対して抗議の声を上げていたのである。

のみならず、大学管理本部の強引な手法に対しては、外部の国公立大教員ら1281人の署名による「学問の自由を破壊しようとする（東京都による大学改革）計画に適切な指導」を求める要望書（2004年1月26日）や、フランスの知識人たちによる文学・語学系学科の存続の要望書（同年5月7日）なども提出されているのである。被告は、2003年12月24日の記者会見において、「新大学構想に反対しているのは保守的、悪くいえば保身、退嬰的な一部人文科学系教員である」と非難しているが、上記の事実だけをもってしても、反対しているのが一部の人文科学系教員にとどまらないことは一目瞭然であり、被告の発言が虚偽のものであることは明らかである。

- (3) 本件発言中には、フランス語にしがみついている手合いが、「反対のための反対をしている」との発言も含まれている。しかし、原告西川及び同菅野らの反対がたんなる反対のための反対ではなく、以下の通りフランス語の研究・教育者としての良心にもとづくものであった。

ア 上記のとおり、2003年8月1日以降、大学管理本部は1年9か月間にわたる大学側との協議の結果を破棄した上で、独断で大学改革を行おうとする姿勢をとり続けたのであり、このような都の姿

勢に反対することは、まさに憲法の保障する「大学の自治」や民主的手続を守るために行われたのである。

イ しかも、大学管理本部の方針によれば、従来人文学部に設けられていた語学文学系の各専攻は廃止されるというのである。このような方針は、言語、文学、思想など人間精神の営みにとって不可欠な学問分野を蔑ろにするものであると考え、自らの存在をかけて、これに異議を唱えたのである。国際都市東京の新大学設置である以上、国際語であるフランス語については、博士号の認定までを担える大学であって然るべきとの判断によるものでもあった。

ウ また、大学管理本部の発表した必修科目を廃止し「単位バンク制度」を導入するとの案については、大学のカリキュラム編成や単位認定制度に関わる教学の問題であるから、本来、大学がその教員組織の責任において決定するべきものである。しかも、「単位バンク制」は、学外有識者の加わる単位認定や卒業認定制度と併せて導入されることになっており、教授会及び各教員の有する判定権限を覆すものである。このような制度では、教員の教育評価権が奪われ、学生に対する教育責任を果たし得なくなるのである。

エ さらに、教員の任期制や年俸制の導入などについても、一方的な労働契約の内容の変更であり、これを教員側との協議なくして強行することは労働基準法の精神に反することはもちろんのことである。教育責任という観点からしても、学部4年、大学院5年という修業年限の長さからして、1期3年から5年などという短期間の任期では、学生に対する一貫した指導体制を全うすることができないのである。

このように極めて問題の多い大学側の構想に対して、協議を求め、反対をしたからといって、それが「反対のための反対」などでないことは大学教育に携わるものであれば誰でもすぐに分かることである。

ところが、後述するとおり、被告は、フランス語の履修者がいないなどという虚偽の事実を何度も公的に発言することにより、都立大学人文学部仏文学専攻の教員が、履修者もいない、数も数えられない国際語として失格したフランス語にしがみつ、大学再編に対して反対のための反対を行っているのだという印象を世間に与え、原告西川及び同菅野らの社会的評価を低下させたのである。

2 東京都立大学人文学部仏文学専攻の学生数とフランス語履修者数に関する被告の虚偽発言

(1) 度重なる虚偽発言

被告は、都知事としての立場において、東京都立大学においては、仏文学専攻希望者やフランス語の履修者が一人もいないという発言を以下のとおり、繰り返し行っている。

- ①平成15年12月24日：「それから、もっと具体的な小さな点をあげますと、ほとんど希望者のない専攻科がある。独文は2人、仏文はゼロ。」（被告、記者会見）（甲35号証P.16）
- ②平成16年3月2日：「平成15年の4月、1年生から2年生への専攻決定時に、全く希望者のない専攻、ほとんど希望者のない専攻が二つあります、独文が二人、仏文はゼロ。」（東京都議会第一回定例会、大西英男議員の代表質問に対する被告の答弁）（甲35号証P.21）
- ③平成16年10月19日：「いずれにしろその過程で聞きましたのは、ドイツ語の先生が十数人いて受講者が4人しかいない、フランス語の先生が8人いて受講者が一人もいない。」（the Tokyo U-club 設立総会において本件発言に先立ってなされた被告の発言）（甲1号証の3P.3）
- ④平成17年7月15日：「調べてみたら、8～9人から、10人近いフランス語の先生がいるんだけど、フランス語を受講している学生が一人もいなかった」「先進国の東京の首都大学で語学に対する学生たちの需要というの、フランス語に関しては皆無に近い」（都知事定例記者会見）（甲7号証の2）

(2) 被告の発言が事実に基づくものではないこと

しかしながら、被告都知事による上記発言が事実に基づくものではないことは、甲37号証（東京都立大学及び首都大学東京の外国語履修者数の表）及び甲38号証（東京都立大学人文学部仏文学専攻、独文学専攻、過去15年間の専任教員数ならびに学生数（学部・大学院））記載のとおりである。この表からもわかるように、平成16年度の東京都立大学入学者915名中、183名が入学時にフランス語を選択し、フランス語Ⅰのクラスに延べ516名が履修登録を行っている。その他フランス語Ⅱ選択外国語（仏）を含めて延べ740名の学生が外国語科目としてのフランス語に履修登録を行っている。

(3) エスカレートした虚偽発言内容

被告が繰り返すこれらの発言に対しては、東京都立大学人文学部長や仏文学・独文学各専攻教員一同から被告都知事や大学管理本部に対して、再三、誤りを指摘し、撤回を求める申し入れがなされたが（甲35号証P. 17、P. 22、P. 23、甲4号証）、回答も訂正もなかった。被告都知事は、このような申し入れにまったく取り合わないばかりか、逆に、専攻への進学者の数だけではなく、全学の選択必修科目であるドイツ語、フランス語の履修者が「数人またはゼロ」である、という発言内容にまで虚偽をエスカレートさせていった。このことは、東京都の大学行政を司る最高責任者として、極めて悪質と言わざるを得ない。

以上